

学生総合支援センターからの注意喚起

飲酒の危険性について

最近、未成年飲酒による急性アルコール中毒が多発し、中には危険な状態になる事例も報告されています。

特に夏季休業中は開放的な気分となり、未成年でありながら飲酒をしてしまう可能性が高まることが予想されます。

以下に松本キャンパスにおける最近の事例を紹介しますので、成人学生を含む全ての学生が、飲酒の危険性について考え、こうした事故が二度と起きないように注意してください。

事例①：課外活動団体が新入生歓迎会において未成年者を含むほぼ全員で飲酒し、未成年者1名が酔いつぶれ自力で立つことが出来ない状態となり、病院へ救急搬送された。(H28.6 松本市大手4丁目の居酒屋)

事例②：友人の誕生日祝いにおいて未成年者を含むほぼ全員で飲酒し、未成年者1名が酔いつぶれ痙攣が止まらない状態となり、病院へ救急搬送された。(H28.7 松本市元町3丁目の居酒屋)

事例③：未成年者2名で90分飲み放題をオーダーし、1名が酔いつぶれ友人の呼びかけに一切反応しない状態となり、病院へ救急搬送された。(H28.7 松本市元町3丁目の居酒屋)

上記の事例は一部に過ぎません。また、これら事例ではいずれも無事に回復し退院することができましたが、その日の体調や飲んだアルコールの種類・量によっては、命に係わる事態になっていてもおかしくありませんでした。

なお、現在信州大学には未成年者が自ら飲酒した場合の懲戒規程はありませんが、こうした事態を受け、規程の整備を検討中です。規程が整備されれば、未成年飲酒が発覚した場合には、懲戒処分（退学、停学、訓告）を受けるだけでなく、奨学金や授業料免除も取り消されます。

平成28年7月29日

学生総合支援センター長

平野吉直（学生担当理事）